

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本巢市は、子ども・子育て支援法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

本巢市教育委員会

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法、学校教育法などの関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する教育・保育支給認定者の管理、利用者負担の決定、徴収、給付費の支給を行う。また未移行幼稚園等を利用する施設等利用給付認定者の管理、施設等利用費の支給を行う。</p> <p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①教育・保育給付認定及び支給に関する事務 ②保育料、副食費免除の決定に関する事務 ③施設等利用給付の認定及び支給に関する事務 ④地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ⑤サービス検索・電子申請機能での受領</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	<p>【現行】 子ども・子育て支援システム(総合行政)、統合宛名システム、中間サーバー、サービスの検索・電子申請機能</p> <p>【標準化後】 子ども・子育て支援システム(標準化後対応)、統合宛名システム(標準化後対応)、中間サーバー、サービスの検索・電子申請機能</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>【現行】 子ども・子育て支援情報ファイル、統合宛名ファイル</p> <p>【標準化後】 子ども・子育て支援システムファイル(標準化後)、統合宛名ファイル(標準化後)</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第155項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会幼児教育課
②所属長の役職名	教育委員会幼児教育課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	本巣市 教育委員会 幼児教育課 〒501-0491 岐阜県本巣市早野255番地 058-323-7753
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	本巣市 教育委員会 幼児教育課 〒501-0491 岐阜県本巣市早野255番地 058-323-7753
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守しており、本人からのマイナンバー取得の徹底や、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。 また、特定個人情報が記載された書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証とパスワードによる認証によって限定されており、不正使用を防止している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②所属長	林 美好	安藤 恵司	事後	
平成28年9月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成29年5月31日	I-1-②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法、学校教育法などの関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の決定、徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法、学校教育法などの関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の決定、徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑤サービス検索・電子申請機能での受領</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
平成29年5月31日	I-1-③システムの名称	子ども・子育て支援システム(総合行政)、統合宛名システム、中間サーバー	子ども・子育て支援システム(総合行政)、統合宛名システム、中間サーバー、サービスの検索・電子申請機能	事後	
平成29年5月31日	II-1-いつの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年5月31日	II-2-いつの時点の計数か	平成28年9月1日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-②所属長	安藤 恵司	瀬川 清泰	事後	
令和1年6月1日	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)の様式変更による追加記載	平成30年4月1日時点	令和元年5月31日時点	事前	
令和1年6月1日	I-7-特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市健康福祉部子ども大切課 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7753	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市健康福祉部子ども大切課 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7753	事後	
令和1年6月1日	II-1いつの時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II-2いつの時点の計数か	平成29年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年5月28日	I-5-①部署	健康福祉部子ども大切課	教育委員会幼児教育課	事後	
令和2年5月28日	I-5-②所属長の役職名	健康福祉部子ども大切課長	教育委員会幼児教育課長	事後	
令和2年5月28日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	本巢市健康福祉部子ども大切課 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7753	本巢市 教育委員会 幼児教育課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7753	事後	
令和2年5月28日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本巢市健康福祉部子ども大切課 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7753	本巢市 教育委員会 幼児教育課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7753	事後	
令和2年5月28日	II-1いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月28日	II-2いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年6月22日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番116	番号法第19条第8号、別表第二項番116	事後	
令和4年6月22日	II-1いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月22日	II-2いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和6年8月9日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求	本巢市 教育委員会 幼児教育課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7753	本巢市 教育委員会 幼児教育課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-7753	事後	
令和6年8月9日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本巢市 教育委員会 幼児教育課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7753	本巢市 教育委員会 幼児教育課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-7753	事後	
令和7年3月27日	表紙 評価実施機関名	本巢市長	本巢市教育委員会	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I-1-②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法、学校教育法などの関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の決定、徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑤サービス検索・電子申請機能での受領</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法、学校教育法などの関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の決定、徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑤サービス検索・電子申請機能での受領</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
令和7年3月27日	I-1-③システムの名称	<p>子ども・子育て支援システム(総合行政)、統合宛名システム、中間サーバー、サービスの検索・電子申請機能</p>	<p>【現行】 子ども・子育て支援システム(総合行政)、統合宛名システム、中間サーバー、サービスの検索・電子申請機能</p> <p>【標準化後】 子ども・子育て支援システムファイル(標準化後対応)、統合宛名システム(標準化後対応)、中間サーバー、サービスの検索・電子申請機能</p>	事後	
令和7年3月27日	I-2 特定個人情報ファイル名	<p>子ども・子育て支援システムファイル、統合宛名ファイル</p>	<p>【現行】 子ども・子育て支援システムファイル、統合宛名ファイル</p> <p>【標準化後】 子ども・子育て支援システムファイル(標準化後)、統合宛名ファイル(標準化後)</p>	事後	
令和7年3月27日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番94	番号法第9条第1項、別表第127項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二項番116	番号法第19条第18号に基づく主務省令第2条の表 第155項	事後	
令和7年3月27日	II-1-いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年3月27日	II-2-いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和8年3月2日	表紙 評価書名	子ども・子育て支援法に関する事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	
令和8年3月2日	I-1-①事務の名称	子ども・子育て支援法に関する事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	
令和8年3月2日	I-1-②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法、学校教育法などの関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の決定、徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑤サービス検索・電子申請機能での受領</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法、学校教育法などの関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する教育・保育支給認定者の管理、利用者負担の決定、徴収、給付費の支給を行う。また未移行幼稚園等を利用する施設等利用給付認定者の管理、施設等利用費の支給を行う。</p> <p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①教育・保育給付認定及び支給に関する事務 ②保育料、副食費免除の決定に関する事務 ③施設等利用給付の認定及び支給に関する事務 ④地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ⑤サービス検索・電子申請機能での受領</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
令和8年3月2日	II-1-いつの時点の計数か	令和7年3月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年3月2日	II-2-いつの時点の計数か	令和7年3月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	